

宇多津町長 殿

申請者 住所
氏名

配偶者又はパートナー 氏名
(新婚等世帯のみ)

宇多津町県外移住促進家賃等補助金誓約書

私たちは、宇多津町県外移住促進家賃等補助金の申請にあたり、下記事項を厳守履行することを誓約いたします。

記

- 1 申請の時点において、宇多津町県外移住促進家賃等補助金交付要綱第3条各号に掲げる全ての要件を満たしており、宇多津町に永住し、又は5年以上居住します。
- 2 交付決定後の事情の変更により、宇多津町県外移住促進家賃等補助金交付要綱第3条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合や宇多津町に永住し、又は5年以上居住できなくなった場合は、ただちに宇多津町に申し出ます。

【宇多津町県外移住促進家賃等補助金交付要綱】

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住者に該当していること。
- (2) 移住者が宇多津町内の民間賃貸住宅に居住し、当該民間賃貸住宅の所在地により住民基本台帳に登録されていること。
- (3) 単身世帯でないこと。
- (4) 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。
- (5) 新婚等世帯にあっては、婚姻届を提出した日又は宣誓証明書等の交付日現在において、夫婦又はパートナーのいずれもが満40歳未満であること。
- (6) 家賃が月額3万円以上であること。
- (7) 公的制度（生活保護、住宅確保給付金等）による家賃補助を受けていないこと。
- (8) 世帯全員が補助金の交付申請時及び実績報告時に納付すべき納期限の到来した県税、町税及び国民健康保険税（以下「町税等」という。）を完納していること。
- (9) 家賃を滞納していないこと。
- (10) 世帯全員が、本制度による補助金を受けたことがないこと。
- (11) 世帯全員が、宇多津町新婚世帯家賃等補助金、宇多津町新婚等世帯家賃補助金、宇多津町結婚新生活支援事業補助金及び宇多津町東京圏U J I ターン移住支援事業補助金を受けたことがないこと。
- (12) 世帯構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないと認められる又はそのおそれがないと認められること。